平成30年度 環境セミナー

非飛散性アスベストの除去について

平成30年9月27日 沖縄県南部保健所

内容

- ①石綿 (アスベスト) とは
- ②県条例改正の背景
- ③建築物等の解体等に伴う作業基準

主な石綿(アスベスト)

クリソタイル

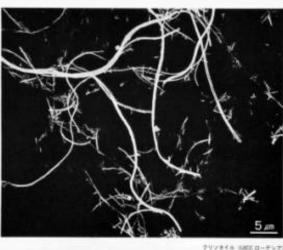
アモサイト

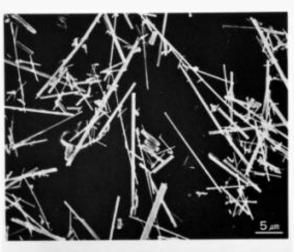
クロシドライト

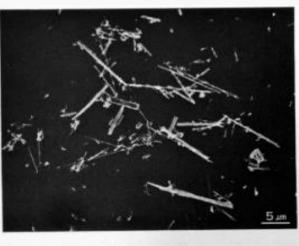












単繊維の太さは、髪の毛の1/5000程度

石綿の特性

- ・熱に強い(耐熱性)
- ・熱を遮断する性質(断熱性)
- ・摩擦に強い(耐摩擦性)
- ・酸やアルカリに強い(耐薬品性)
- ・その他(防音性、絶縁性、耐久性、親和性)

石綿の使用用途

- ・建築材料
- ・摩擦材
- ・シール材
- ・紡織品

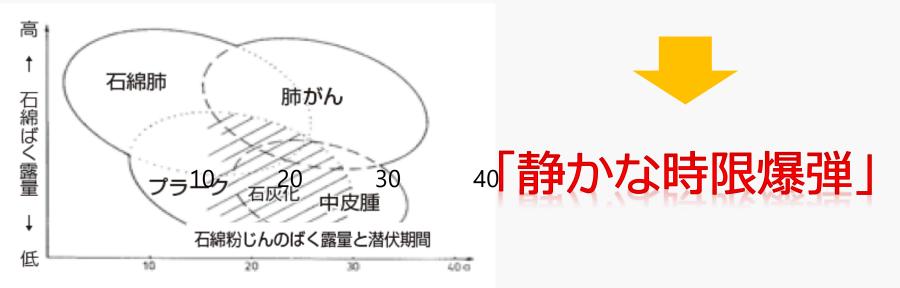
様々な用途に使用

⇒建造物材料 約9割

石綿の健康被害

代表的な疾病:石綿肺 肺がん 中皮腫

石綿吸引量と疾病→相関関係 量・期間→閾値は明らかになっていない 石綿を暴露後→**長期間の潜伏期間を経て発症**



潜伏期間 (年) 出典:石綿と健康被害 石綿による健康被害と救済給付の概要〈第7版〉より

問題点

石綿が使用された建築物の解体工事の増加 平成40年をピークに増加



石綿に係る関係法令(建築物等)

対象	関係法令
建築	・建築基準法
解体関連	・建設リサイクル法
解体関連	・大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例・労働安全衛生法・石綿障害予防規則
廃棄物関連	• 廃棄物処理法

建材レベル

レベル1	レベル2	レベル3	
発じん性が 著しく高い作業	発じん性が 高い作業	発じん性が 比較的低い作業	
石綿吹付け材	石綿含有 保温材等	その他石綿含有 建材(成形版等)	

石綿を含有する建築物の解体等に係る届出

			/
	レベル1	レベル2	レベル3
大気汚染防止法 ・特定粉じん排出等作業届出 (14日前までに知事あて)			_
労働安全衛生法 ・工事計画届出(作業前まで に労基署長あて)			_
石綿障害予防規則 ・建築物解体等作業届出 (14日前までに労基署長あて)			_

生活環境保全条例

石綿建材の使用例 (レベル1)



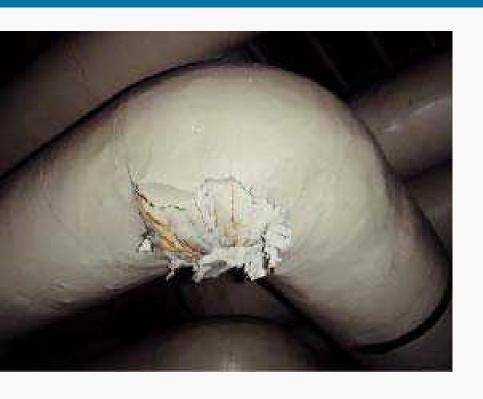


天井吹付材

鉄骨耐火被覆材

出典:目で見るアスベスト建材〈第2版〉より(国土交通省)

石綿建材の使用例 (レベル2)



配管保温材

煙突断熱材

出典:目で見るアスベスト建材〈第2版〉より(国土交通省)

石綿建材の使用例(レベル3)①







内壁サイディングボード



石綿建材の使用例(レベル3)②

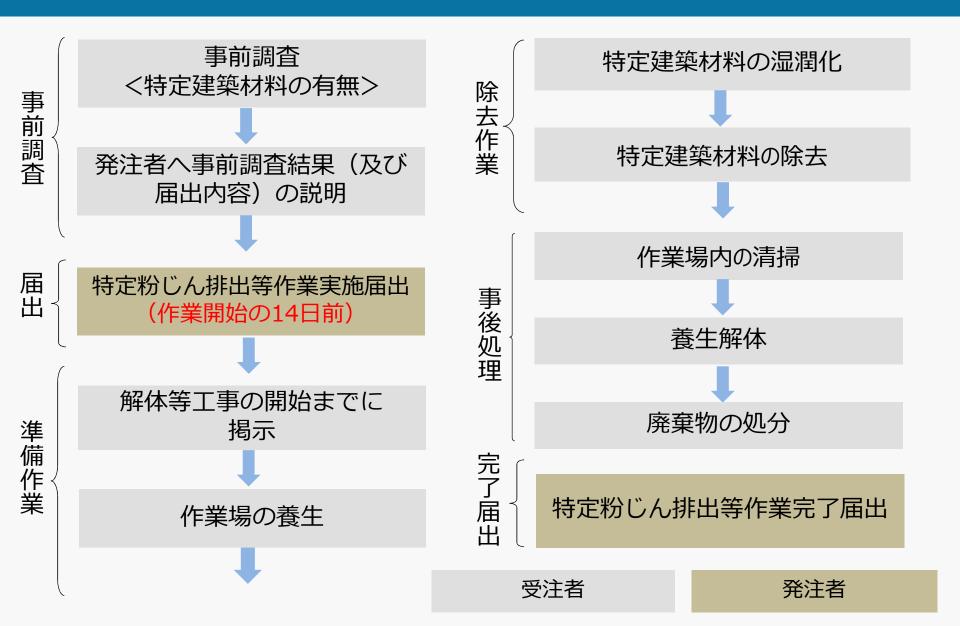








除去作業等の一般的な手順



発注者と受注者の責務

事前調査の実施※

受注者

事前調査結果・作業方法等の説明(書面)

作業基準の遵守

事前調査への協力(費用負担、資料提供)

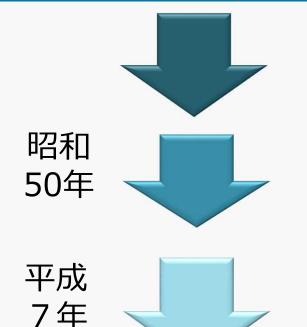
発注者

特定粉じん排出等作業実施届出※

特定粉じん排出等作業完了届出※

※当該工事が自主施工の場合は、自主施工者が行う

事前調査の注意点① 含有量



平成

18年

規制無し

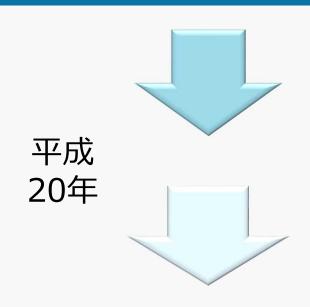
石綿の重量の5%を 超えているものを対象

石綿の重量の1%を 超えているものまで対象を拡大

石綿の重量の**0.1%**を 超えているものまで対象を拡大

平成18年8月31日以前の分析結果は、石綿なしとなっていても含有率0.1%超であることがあるため注意が必要。

事前調査の注意点② 種類



クリソタイル アモサイト クロシドライト

クリソタイル アモサイト クロシドライト アクチノライト トレモライト アンソフィライト

平成20年2月5日以前の分析結果は6種類の分析がされているか、注意が必要。

届出要件

石綿含有建材が使用されている建築物等を解体、 改造又は補修する場合。

〇 面積要件

- ・のべ床面積80㎡以上が対象
- ・耐火・準耐火建築物は80㎡未満でも対象

〇 適用除外

平成18年(2006年)9月1日以降に建築工事に着手した建築物

※平成16年以降は石綿の使用が原則禁止

届出が必要です

- ・のべ床面積80㎡未満の耐火・準耐火構造建築物
- ・のべ床面積80m以上の建築物において 除去する石綿含有建材が少量の場合
- ・自主施工によるリフォーム等
- ・サンプリング・調査以外の足場設置時の穿孔
- ・工作物 ・・・etc

調査結果等の掲示(石綿有)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

調査者 〇〇

調査終了年月日

調査方法 〇〇

調査結果 〇〇

作業の種類 〇〇

実施期間 〇〇

種類・使用面積○

作業の方法
〇〇

◇見やすい大きさ

◇周知しやすい場所

調査結果の掲示(石綿無)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

調査者 〇〇

調査終了年月日

調査方法 〇〇

調査結果 石綿は含有されていませんでした

◇見やすい大きさ

◇周知しやすい場所

作業基準の概要

【目的】 非飛散性石綿の除去工事に伴う石綿の 大気中への飛散を防止する。

- ① 周辺を事前に養生
- ②薬液等による湿潤化
- ③ 作業場内の清掃・処理

1 養生

- ◇開口部の養生
- ◇プラスチックシート等による密閉



プラスチックシート



養生テープでの接着

① 養生



開口部は全て養生





清掃が確実に行えるか

養生不適正事例





開口部(流し台)未養生 →再養生を指導

クーラー裏の清掃が確実に 行えない →再養生を指導

② 特定建築材料の湿潤化



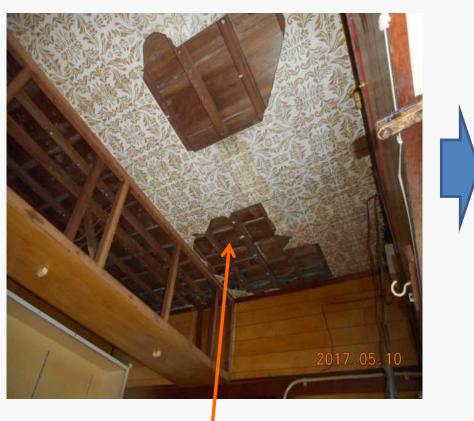


養生・手ばらしの状況

湿潤化用噴霧器

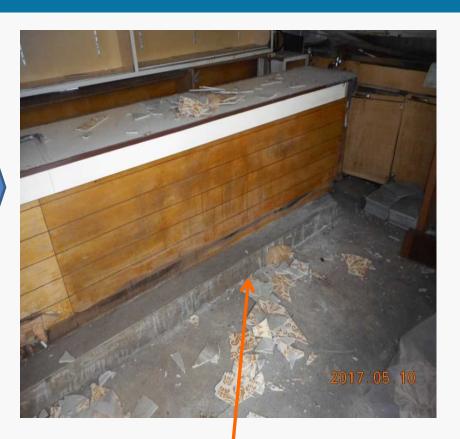
出典:「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」より

手ばらし 不適正事例









破砕物の落下

③ 作業場内の清掃

- ◇噴霧器等により、薬液等を散布
- ◇高性能真空掃除機(HEPAフィルター付)にて 掃除する





清掃 不適正事例





散乱した天井材(養生除去後)

→再養生、梱包、清掃を指導

除去 好事例





除去 不適正事例





ビス周りに天井材が残存

→再養生の上、完全除去を指導

④ 廃棄物の保管・処理

除去後(条例範囲外) 石綿含有産業廃棄物を廃掃法に基づき、 適正に保管・処理



【保管】

分別・掲示

【処分】

許可業者への委託

廃棄物の保管・処分 不適正事例





石綿の混在

廃棄物の保管・処分 不適正事例





梱包されず保管

→速やかな梱包とそれまでのシート被覆を指導

参考資料

• 環境省

「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」 「処理」

- 厚生労働省 「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」
- 国土交通省 「目で見るアスベスト建材」

条例の届け出については沖縄県ホームページ
→http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/taiki/atmosphere/index.html